

飯田市歴史研究所における研究活動上の不正防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、研究活動上の不正（以下「不正」という。）が研究活動全体に深刻な影響を及ぼすとともに、飯田市歴史研究所（以下「研究所」という。）の社会的信用を失墜させる重大な問題であることに鑑み、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）を受け、研究所における適正な研究活動に資するため、不正防止等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 研究費 研究所外の団体及び機関から交付され、研究所管理者が経理受託する研究費（以下「研究費等」という。）をいう。
- (2) 研究者 研究所の職員のうち、研究に従事している者をいう。
- (3) 事務職員 研究所の職員のうち、事務に従事している者をいう。

2 この規程において「不正行為」とは、研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ等の各過程においてなされる次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意によるものでないことが科学的かつ合理的根拠をもって明らかにされた場合及び適正な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合は、研究活動上の不正行為には当たらないものとする。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究に携わる者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。
- (4) 研究費の不適切な使用 実態と異なる謝金及び賃金の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求その他関係法令、競争的資金などの公募型の研究資金等の配分機関の定め、県関係規程等に違反して研究費を使用すること。

(研究者の責務)

第3条 研究者は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修を受講しなければならない。
- 3 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
- 4 前項に定める「一定期間」は、論文や報告等、研究成果発表の基となった資料（文書、数値データ、画像など）については、原則として当該論文等の発表後10年とする。

(管理責任者及びコンプライアンス推進責任者等)

第4条 研究費の運営管理に関わる権限と責任の体系を明確化するため、次に定める者を研究所に置く。

- (1) 最高管理責任者 研究所全体を統括する権限を持つとともに、研究費等の運営・管理について最終責任を負う者とし、所長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者 最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理について研究所全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、副所長をもって充てる。

- (3) コンプライアンス推進責任者 研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者とし、副所長をもって充てる。
- (4) 研究倫理教育責任者 研究倫理教育について責任を持つ者とし、所長をもって充てる。
- 2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知し、それらを実施するために必要な措置を講じる。統括管理責任者およびコンプライアンス責任者が責任を持って研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。
- 3 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、以下のことを行う。
 - (1) 研究所における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - (2) 不正防止を図るため、研究所内の研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - (3) 研究所において、構成員が、適切に研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 5 研究倫理教育責任者は、研究所に所属する研究者に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行い、その受講状況を管理監督しなければならない。

(研究費の事務処理)

- 第5条 研究費の事務処理に関し研究者と事務職員の権限と責任について、統括管理責任者の下で、研究所内の合意形成を図る。
- 2 統括管理責任者は、業務の分担の実態と研究所が定める職務分掌との間に乖離が生じた場合は、適切な措置を講ずることとする。
 - 3 研究費の事務処理については、飯田市財務規則（昭和56年3月31日規則第7号）、飯田市事務処理規則（昭和56年4月1日規則第7号）の定めに基づき、準ずる。
 - 4 前項の規則等によらない場合は、統括管理責任者が別途定めるものとする。

(研究費の事務処理手続き)

- 第6条 前条で規定する事務処理に関し手続きに関する規範の明確化を図り、研究者と事務職員との間の統一的な理解を図るため、次に掲げる事項の整備を図るものとする。
- (1) すべての研究者及び事務職員にとって分かりやすいように、機関としてルールの一貫を図り、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から常に見直しを行う。
 - (2) ルールの全体像を体系化し、すべての研究者及び事務職員に分かりやすい形で周知する。
 - (3) 事務処理手続きに関する相談窓口を総務係庶務担当に置き、効率的な研究遂行を適切に支援する。
- 2 研究費等に関わる研究員及び事務職員は、科研費等の運営・管理等に関わる研修会等に参加し、「科研費の運営・管理等に関する誓約書」（以下「誓約書」という）を提出するものとする。「誓約書」を提出しない場合は、科研費等の申請及び運営・管理に関わることはできないこととする。
 - 3 研究費の事務処理手続きに関するルールについては、飯田市財務規則及び飯田市歴史研究所科学研究費助成事業－科研費一等補助金取扱要領に定めるところにより、具体的な研究活動上の不正防止計画（以下「不正防止計画」という。）の実施結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

(不正防止計画の策定及び実施)

第7条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を発生させる要因（以下「不正発生要因」という。）を把握し、その対応のため、不正防止計画を策定し、自ら不正防止計画の進捗管理に努める。

2 不正行為を防ぐため、最高管理責任者の下に、研究所全体の観点から不正防止計画の推進を担当する防止計画推進部を置く。

3 防止計画推進部は、統括管理責任者、総務係員をもって構成し、統括管理責任者を部長とする。

4 防止計画推進部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 不正防止計画の企画及び立案に関すること。
- (2) 不正防止計画の推進に関すること。
- (3) 不正防止計画の検証に関すること。
- (4) 研究活動上の不正発生要因に対する改善策に関すること。

（研究費の適正な運営・管理活動）

第8条 研究費の適正な予算執行を行うため、次に掲げる事項により研究費の実効性のあるチェックが機能するシステムを構築し、運営管理するものとする。

(1) 統括管理責任者は、発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を把握するものとする。

(2) 統括管理責任者は、予算の執行状況を概ね2か月ごとに検証し、予算執行が当初計画に対し、実態に即していない場合、もしくは著しく遅れていると判断した場合、研究者に対し改善を勧告する。

(3) 不正な取引は、研究者と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、物品業務等の提供の発注及び履行確認については総務係庶務担当が行う。

(4) 研究者の依頼に基づいた出張伺い、用務終了後の復命書等による事実確認は総務係庶務担当が行う。

(5) 統括管理責任者は、短期臨時職員の勤務状況等の研究費管理体制を整備しなければならない。

(6) 前各号の規定によらない場合は、統括管理責任者が別途定めるものとする。

2 前項のシステムについては、飯田市財務規則、飯田市職員等の旅費に関する条例（昭和32年3月24日条例第43号）及び飯田市歴史研究所科学研究費助成事業—科研費—等補助金取扱要領に基づいて行うものとする。

3 取引業者に対し「誓約書」の提出を依頼し、提出しない場合は取引を行わないこととする。

（情報の伝達を確保する体制の確立）

第9条 研究費等に関する不適切な使用又は不正の告発窓口は、統括管理責任者とする。

2 前項により不適切な使用又は不正の告発があった場合は、統括管理責任者は、速やかにこれを最高管理責任者に報告するものとする。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者を指揮して不適切な使用又は不正の告発内容について、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告するものとする。また報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

4 告発窓口及び調査等（通報）に関わる者は、職務上知り得た秘密を厳重に保持しなければならない。ただし、特段の理由がある場合及び調査結果等の公表後における公表内容については、この限りではない。

5 機関の構成員に対しては具体的な利用方法を周知することとする。また、取引業者等の外部者に対しては、相談窓口及び告発等の窓口の仕組みについて周知を図るものとする。

6 告発を行った者に対しては、告発をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けることがな

いよう配慮するものとする。ただし、悪意をもって虚偽の告発をした者については、必要に応じて、第 17 条による処分等を行うものとする。

(不正に係る調査委員会の設置)

第 10 条 不正に係る調査については、研究所に属さない第三者を含み、その半数以上は研究所に属さない外部有識者で構成する調査委員会を設置する。また、調査委員は機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者で構成するものとする。

- 2 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して 150 日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。
- 3 調査委員会は、前項に定める認定が終了した時は、直ちに、統括管理責任者に報告しなければならない。
- 4 統括管理責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 5 調査期間中、研究所は被告発者に対し、必要に応じて、調査対象の研究費の使用停止を命ずることができる。
- 6 調査委員会は不正の有無及び、不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額について認定し、必要に応じて、第 17 条による処分等を行うものとする。
- 7 調査委員会は、不正の認定をした場合は、被告発者に通知するものとする。

(調査委員会の委員に対する異議申立)

第 11 条 統括管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して 7 日以内に、書面により、統括管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議申立を行うことができる。ただし、調査委員会の委員に関する異議申立は、同一の理由で二度申立てることはできない。
- 3 統括管理責任者は、前項の異議申立があった場合は、当該異議申立の内容を審査のうえ、最高管理責任者と協議し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立に係る調査委員会の委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(不正行為の不服申立)

第 12 条 不正行為を行ったものと認定された被告発者は、その認定に係る通知を受けた日から起算して 14 日以内に、研究所に不服申立をすることができる。ただし、不正行為に対する不服申立は、その期間内であっても、同一理由で繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者(被告発者の不服申立の審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。)は、その認定について、第 1 項の例により、不服申立をすることができる。
- 3 第 1 項又は第 2 項の不服申立があった場合、統括管理責任者は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告しなければならない。
- 4 不服申立の審査は、調査委員会が行う。その際、不服申立の趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、統括管理責任者は、最高管理責任者と協議のうえ、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。
- 5 前項に定める新たな調査委員は、第 10 条第 1 項に準じて指名する。
- 6 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立を却下すべきものと決定した場

合には、直ちに統括管理責任者に報告する。報告を受けた統括管理責任者は、最高管理責任者に報告の後、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

- 7 調査委員会は、不服申立に対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに統括管理責任者に報告する。報告を受けた統括管理責任者は、最高管理責任者に再調査を行う旨報告した後、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 8 最高管理責任者は、被告発者から不服申立があったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立があったときは、当該告発者が研究所以外の機関に属している場合は、当該所属機関及び被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立の却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

- 第 13 条 前条に基づく不服申立について、再調査を実施する決定をした場合は、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続きを打ち切ることができる。その場合は、調査委員会は、直ちに統括管理責任者に報告する。報告を受けた統括管理責任者は、最高管理責任者に手続きの打ち切りを報告した後、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
 - 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して 50 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに統括管理責任者に報告するものとする。ただし、50 日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して統括管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
 - 4 統括管理責任者は、前項の調査結果について、最高管理責任者に報告しなければならない。
 - 5 統括管理責任者は、前項に基づく最高管理責任者への報告後、第 2 項又は第 3 項の報告に基づき、速やかに、再調査手続きの結果を告発者、被告発者及び被告者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

- 第 14 条 統括管理責任者は、最高管理責任者と協議のうえ、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。
- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、当該機関が公表までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
 - 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
 - 5 前項ただし書の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査方法・手順等を含むものとする。
 - 6 統括管理責任者は最高管理責任者と協議のうえ、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなさ

れた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

(配分機関への報告及び調査への協力)

第 15 条 研究所は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、配分機関に対し、報告、協議しなければならないものとする。

2 研究所は、告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出するものとする。期間までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。

3 研究所は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに配分機関に報告書を提出しなければならない。

4 研究所は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告に係る報告書を当該配分機関に提出しなければならない。

5 研究所は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る配分機関の資料の提出若しくは閲覧の求め又は現地調査に応じなければならない。

(研究者及び事務職員の意識向上)

第 16 条 研究費の適正な使用について、研究者及び事務職員が自覚し、行動することができるよう、次に掲げる事項によりその意識向上を図るものとする。

(1) 研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、研究所による管理が必要であるという原則とその精神を研究者に浸透させる。

(2) 事務職員は専門的能力を持って公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるという認識を研究所内に浸透させる。

2 研究者及び事務職員は、研究所における研究活動に係る行動規範を遵守するものとする。

(是正措置及び懲戒)

第 17 条 研究費等の使用に関し、不適切な使用又は不正行為が明らかになったときは、必要な是正措置を行うものとする。

2 研究所の職員による不正行為が明らかになったときは、職員の懲戒に関する条例、飯田市職員の懲戒処分等の指針により処分を行う。

3 研究所の職員以外の者による不正行為が明らかになったときは、速やかにその者の本務先と連携をとり、必要な処分等を行う。

4 不正な取引に関与した業者については、取引停止等の処分を行うものとする。

5 本条各項の規定に関わらず、不適切な使用又は不正行為が明らかになったとき、研究所は、必要な法的措置をとることができる。

(監査のあり方)

第 18 条 研究費の適正な管理及び不正の発生を防止するため、次に掲げる事項により実効性のある監査制度を整備するものとする。

(1) 総務係に内部監査員を置き、最高管理責任者の直轄とする。

(2) 内部監査員は、総務係員より選任する。

(3) 内部監査員は、会計書類の形式的要件等の財務情報に関する監査を実施するほか、体制の検証も行う。

(4) 内部監査員は、防止計画推進部との連携を強化し、機関の実態に即して要因を分析した上で監査を実施する。

- 2 前項のモニタリングは、全ての研究費の執行に関して、第7条第2項の規定に準じて行うものとする。
- 3 内部監査員は、把握された不正発生要因に応じて、監査計画を立案し、随時見直し、効率化・適正化を図る。
- 4 研究所は、文部科学省が行う次の調査について、協力するものとする。
 - (1) 履行状況調査（毎年、一定数に対して実施）
 - (2) 機動調査（緊急・臨時の案件に機動的に実施）
 - (3) フォローアップ調査（履行状況・機動調査における改善措置状況をフォローアップし、必要に応じて実施）
 - (4) 特別調査（不正発覚後の状況把握・指導）

（雑則）

第19条 この規程に定めるもののほか、研究費の取扱に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。